

2012年12月21日
全国労働金庫協会

被災地域の防災集団移転促進事業に対する取組みについて

2011年3月11日(金)に発生した「東北地方太平洋沖地震」および、その他の地震等により被災された皆さま、そのご家族の方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

さて、被災地域の防災集団移転促進事業の円滑な推進に向け、地方公共団体による被災宅地の買取りの前提となる抵当権解除の金融機関の取扱いについて関心が高まっております。また、関係機関等においても、その円滑な実施に向けご尽力いただいていると承知しております。

全国労働金庫協会は、該当の東北労働金庫の本件事業に対する取組みについて以下のとおり確認しておりますので、その旨公表させていただきます。

- ・ 防災集団移転促進事業において買取対象となる宅地等に係る抵当権の取扱いについて、買取代金が債務充当される場合には、基本的に残債があっても抵当権の抹消に応ずる方向であること
- ・ その後の債務返済のご相談にも真摯に対応すること

以上

【 照会先 】

全国労働金庫協会（担当：西村・半田）

住所 〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2-5-15

電話 03-3295-6735

FAX 03-3295-6751